

別記
第1号様式（第14条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 府 知 事	平成27年8月5日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府亀岡市安町野々神8番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 亀岡市長 栗山 正隆

環境マネジメントシステムの名称	亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステム（独自のシステム）
適用範囲	本市の事務・事業に携わる職員及び常駐の委託業者（市立病院を除く）
導入年月日	平成24年4月
認証番号	
基本方針	亀岡市役所では、事務・事業における環境への影響に配慮し、自然と共生した持続可能な社会の実現のため、環境にやさしい取り組みを定め、地球温暖化対策を推進する。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	平成21年度を基準として平成27年度までに市の事務・事業における温室効果ガス排出量を9%削減する。
目標を達成するための取組の内容	<ul style="list-style-type: none">・市の事務・事業におけるエネルギー使用量の削減・省エネルギー・新エネルギー設備の導入・エコドライブの実施・ごみの排出量の削減
目標を達成するための取組の進捗状況	計画どおりに取り組むことができている。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	平成26年度は、東部文化センターの改修・休館に伴う燃料使用量の減少や、ガレリア亀岡のLED照明導入による節電、また夏冬の節電による効果等により温室効果ガス排出量を削減することが出来た。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規については遵守されており、これまで違反及び行政当局からの指摘はなかった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	環境マネジメントシステムの評価及び見直しについては、年1回実施している。前年度において、現行の目標及び取組内容により一定の成果が見られたことから、今年度も同一のシステムにより運用することとした。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。